(様式第4号)		処分基準(公表用)							
•		所管部(局)・課 地域交流部 交通政策課							
法令名 自動車道		自動車運転代行業(	の業務の適	<b>適正化に関する法律</b>		法令番号	平成13年第5	7号	
	手続名 法の指示等					根拠条項	第22条第2項	Į.	
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)の指示及び点数の付与を行う基準は、次に掲げるとおりとする。行政処分を行う際の基礎点数及び累積する点数の計算方法については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令による。								
	1 法第12条の規定に違反する行為(保険契約等締結義務違反)又は道路運送法第4条第1項、第43条第1項又は第78条の規定に違反する行為(タクシー類似行為)が行われた場合には、法の指示を行うものとする。								
	2 法第22条第2項の規定に違反する行為(法の指示違反)が行われた場合には、自動車運転代行業者に対し点数を付与するもの とする。この場合においては、原則として、法の指示を受けた後1年以内に当該指示に違反した場合に限ることとする。								
処分基準	3 以下に掲げる行為が行われた場合には、4の基準により法の指示、注意又は改善の指導を行うものとする。 法第11条の規定に違反する行為(料金掲示義務違反) 法第13条第1項の規定に違反する行為(約款届出義務違反) 法第13条第3項の規定に違反する行為(約款届出義務違反) 法第15条の規定に違反する行為(条件説明義務違反) 法第17条の規定に違反する行為(随伴用自動車表示義務違反) 法第18条の規定に違反する行為(運転代行業務従事者指導義務違反) 法第20条第2項の規定に違反する行為(帳簿等備置義務違反) 法第21条第2項の規定に違反する行為(報告義務違反、立入検査忌避)								
	<ul> <li>4 3に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。 (1)違反の態様が悪質であると認められる場合又は違反の結果が重大と認められる場合には、法の指示を行うものとする。 (2)(1)に掲げる場合以外の場合には、以下のとおりとする。 ア 過去2年以内(直近の違反行為が行われた日から起算して過去2年以内をいう。以下同じ。)に行政処分等(注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。以下同じ。)を受けている場合には、法の指示を行うものとする。 イ 過去2年以内に行政処分等を受けていない場合には、注意を行うものとする。</li> <li>5 法第13条第2項の規定に違反する行為が行われた場合、すなわち届け出られた約款が法第13条第2項に掲げる基準に該当しない場合には、約款の届出から実施までの間に変更の指導を行い、それでも指導に従わない場合には、法の指示を行うものとする。</li> <li>6 法の規定による指示を行うに当たっては弁明の機会を付与する。</li> </ul>								
対応区分		の実施の機会の付与	処理 機関	交通政策課	交付 機関	交	通政策課	目次	